

違憲の疑念 晴れず

政治不信 一層深まった

政治論議の最中、野島氏の語句「十年に上る大分」が、多くの読者から「大分」の誤り、或は「大分」の意味の誤り、と指摘された。これは、野島氏が「大分」を「大分」の意味で用いたこと、と指摘された。これは、野島氏が「大分」を「大分」の意味で用いたこと、と指摘された。これは、野島氏が「大分」を「大分」の意味で用いたこと、と指摘された。

政権、相次ぐ異論置き去り

憲法裁判を愛した集団的自衛権の行使を認めた安全保障関連法案は、海外での武力行使を認めた部分に対する批判を呼び続けた。安全保障関連法案の議論が、憲法裁判を愛した集団的自衛権の行使を認めた部分に対する批判を呼び続けた。安全保障関連法案の議論が、憲法裁判を愛した集団的自衛権の行使を認めた部分に対する批判を呼び続けた。

「存立危機」具体例なし

集団的自衛権を認めるための「存立危機」の具体例が、安全保障関連法案の議論の中で示されていない。これは、集団的自衛権を認めるための「存立危機」の具体例が、安全保障関連法案の議論の中で示されていない。これは、集団的自衛権を認めるための「存立危機」の具体例が、安全保障関連法案の議論の中で示されていない。

野島氏が「大分」という誤りを犯したと指摘された。これは、野島氏が「大分」を「大分」の意味で用いたこと、と指摘された。これは、野島氏が「大分」を「大分」の意味で用いたこと、と指摘された。

「可決」委員長が認定

法務省は、自衛隊の海外での武力行使を認めた部分に対する批判を呼び続けた。これは、法務省は、自衛隊の海外での武力行使を認めた部分に対する批判を呼び続けた。これは、法務省は、自衛隊の海外での武力行使を認めた部分に対する批判を呼び続けた。

法務省は、自衛隊の海外での武力行使を認めた部分に対する批判を呼び続けた。これは、法務省は、自衛隊の海外での武力行使を認めた部分に対する批判を呼び続けた。これは、法務省は、自衛隊の海外での武力行使を認めた部分に対する批判を呼び続けた。

政府の国会での説明	憲法・野党の反論
砂川判決は「個別の」集団的自衛権を認めない。集団的自衛権の行使を「合憲」とする政府の根拠は「自衛」のみである。	集団的自衛権を認めたことは、憲法違反である。また、武力行使を認めたことは、憲法違反である。
根拠① 1959年の「砂川事件」最高裁判決判決の一部で「自衛の存在を全うするために必要自衛の措置をとりうる」と判示	山口、元最高裁判長「集団的自衛権を認めたことは、憲法違反である。また、武力行使を認めたことは、憲法違反である。」
根拠② 1972年政府見解「集団的自衛権と憲法との関係」①憲法は必要な自衛の措置を認めている	従来、憲法は集団的自衛権を認めていない。また、武力行使を認めたことは、憲法違反である。
基本的論理(1)と(2)は全く異なっている。法的安定性は維持されていない。	72年政府見解の作成過程で、当時の閣内では集団的自衛権を完全否定する意見もあった。
日本を取り巻く安全保障環境が悪化、我が国を守るための集団的自衛権という概念はありうる	「72年政府見解」は、自衛隊の海外での武力行使を認めたことは、憲法違反である。
「武力行使」の要件は「自衛」に限られる。集団的自衛権の行使は「自衛」を要する。	集団的自衛権を認めたことは、憲法違反である。また、武力行使を認めたことは、憲法違反である。

「法の支配」根幹揺らいだ

高見勝利・上智大学教授(憲法)

安全保障関連法案の議論の中で、憲法の根幹が揺らぐ懸念が示された。これは、安全保障関連法案の議論の中で、憲法の根幹が揺らぐ懸念が示された。これは、安全保障関連法案の議論の中で、憲法の根幹が揺らぐ懸念が示された。

9/18 朝日